

番号	質問	回答
1	令和8年4月1日以降に開発に着手した新商品がありますが、対象となりますか。	開発等を開始した日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。 ただし、交付決定を保証するものではありません。
2	見積書の取得日に制限はありますか。	令和8年4月1日以降に発行されたもので、発注日に有効な見積書である必要があります。
3	見積書はどのようなものが必要ですか。	対象となる経費の内訳が分かる見積書としてください。
4	いつから申請できますか。	令和8年5月7日(木)から申請可能です。
5	いつまで申請できますか。	令和8年6月30日(火)まで申請可能です(郵送の場合は当日消印有効)。
6	いつまでに完了しないといけませんか。	令和9年2月19日(金)までに完了してください。ふるさと納税返礼品に登録する場合は、同日までに登録が完了している必要があります。
7	期日までに完了できない場合はどうなりますか。	中間報告期限までに延長申請をしていただき、市が認めた場合は翌年度へ繰越すことができます。ただし、その場合、翌年度の新規申請は行えません。 例：令和8年度に交付決定されたが、事業完了は令和9年度に繰越⇒令和9年度の新規申請はできません。
8	申請書類はどこで手に入りますか。	日進市ホームページからダウンロードしていただくか、産業振興課窓口でのお渡しとなります。 https://www.city.nisshin.lg.jp/kurashi/sangyo/5/16086.html
9	今回の補助金は課税対象ですか。	課税対象となります(詳しくは税務署等にお問い合わせください)。
10	郵送した申請書類が届いたかどうか確認したいのですが。	郵送申請の場合、事務局から申請受付の連絡はいたしません。ご心配の場合は、特定記録郵便や簡易書留等の方法で申請してください。
11	提出書類に不備や不足があった場合はどうなりますか。	書類不備として申請を受理できない場合があります。その際は、事務局より連絡等をいたしますので、交付申請書には日中連絡等が可能な連絡先をご記載ください。
12	申請してから交付決定まではどれくらいかかりますか。	申請を受理した後、日進市新商品開発等支援事業補助金審査会において、申請のあった商品すべてを審査し、日進市の地域ブランド力の向上につながると認められた場合に交付決定されます。 ※審査によって交付決定が受けられない場合もあります。
13	どんな商品が対象となりますか。	日進市の地域ブランド力向上につながる商品が対象となります。交付決定は、日進市新商品開発等支援事業補助金審査会の審査結果によります。
14	既存の商品の改良は対象となりますか。	改良の結果、日進市の地域ブランド力向上につながると認められる商品の場合は対象となります。交付決定は、日進市新商品開発等支援事業補助金審査会の審査結果によります。
15	対象とならない例はありますか。	名称や、外装などのデザインのみを変更したもの、内容量のみを変更したもの等は認められません。
16	複数の商品を開発した場合も対象となりますか。	補助金の交付は、同一事業者につき年度内1回限りです。複数の新商品を開発する場合でも申請数は1件となります。
17	既存の設備の更新費用も対象経費となりますか。	既存機械等の経年劣化等による単純な更新は対象外です。ただし、新商品開発に必要な機能の追加など、正当な理由があれば対象となります。
18	どのような項目・基準で審査されますか？	開発に係る期間や、地域ブランド力向上に繋がるかどうか、ふるさと納税への登録の有無などを総合的に判断します。
19	他の補助金との併用は可能ですか。	可能です。ただし、他から補助を受ける経費等は、補助対象外となります。
20	補助金の概算払は受けられますか。	補助金の交付は事業完了後となります。翌年度に繰り越した場合も同様です。